

聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第8号

聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町国民健康保険税条例施行規則（昭和56年聖籠町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

第21条	国民健康保険税納税通知書	別記様式第4号
------	--------------	---------

」

を

「

第21条	国民健康保険税納税通知書	別記様式第4号（特徴開始）
		別記様式第4号（仮算自主）
		別記様式第4号（仮算口振）
		別記様式第4号（本算自主）
		別記様式第4号（本算口振）
		別記様式第4号（随時）

」

に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（特徴開始）

1 枚目

行政区	世帯番号
義務者番号	通知書番号

年 月 日
聖籠町長

- ◎国民健康保険税額、賦課の根拠等については、次ページ以降に記載してあります。よくお読みください。
- ◎国民健康保険税は、世帯主を納税義務者としております。したがって、世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主名で納付書をお届けしています。
- ◎不明な点は聖籠町役場町民課へお問合せください。
電話 代表 (27) 2111

2 枚目

国民健康保険税について

- 課税の根拠等
 - この通知書は、地方税法第2条及び第703条の4・第706条の2並びに聖籠町国民健康保険税条例の規定に基づいて課税しています。
 - この納税通知書に記載された算定の基礎となる額は、前年度の国民健康保険税額であり、また通知書に記載された税額は、前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（または、前年度の最後の納期の税額に相当する額）が各納期の納付額であり、その額は、前年度の税額の2分の1の範囲となっています。
 - 法第703条の4の総所得金額及び山林所得金額の合計額が確定した場合においては、これに基づいて算定した当該年度分の国民健康保険税が徴収されることとなります。この場合においては、すでに賦課した国民健康保険税額が確定した国民健康保険税額に満たないこととなるときは、確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が確定した国民健康保険税額を超えることとなるときには、法第17条又は法第17条の2の規定の例によってその過納額を還付し、又は未納に係る徴収金に充当します。
- 督促および滞納処分
納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、督促状が發送された日から起算して、10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。
- 延滞金
納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に地方税法で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。
- 審査請求・税額修正申立
この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、当該年度分の国民健康保険税額が、前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないことと認められる場合においては、法第706条の3第1項並びに条例第10条の2の規定によって、この納税通知書を受け取った日から30日以内に町長に対して国民健康保険税額の修正の申出をすることができます。
- その他
住所の移動や資格の取得・喪失があったときは、国民健康保険証と印鑑を持って、町民課の窓口へ14日以内に手続きをしてください。

3 枚目

国民健康保険税 各期納付額明細

--	--

【特別徴収対象者情報】

氏 名		性別		生年月日	
住 所					
特別徴収義務者	特別徴収対象年金		特別徴収対象年金額		円

納期月	納付額
4月	円
6月	円
8月	円

4 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者加入状況

氏 名	国民健康保険被保険者加入月												介護保険第2号被保険者加入月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

※加入月の欄には、次のとおり加入の状況を省略して表示してあります。

普：国保に加入している世帯主（普通世帯主）	被：世帯主以外の国保の加入者（被保険者）
擬：国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）	介：介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）
旧：国保から後期高齢者医療制度へ移行した旧国保加入者（被保険者）	ギ：国保から後期高齢者医療制度へ移行した旧国保加入者（普通世帯主）

別記様式第4号（仮算自主）

1枚目

年度 国民健康保険税 納税通知書

行政区	世帯番号
義務者番号	通知書番号
金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

あなたの国民健康保険税額を確定しましたので通知します。

年 月 日
聖籠町長

◎国民健康保険税額、賦課の根拠、納付場所等については、次ページ以降に記載してあります。よくお読みください。

◎国民健康保険税は、世帯主を納税義務者としております。したがって、世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主名で納付書をお届けしています。

◎不明な点は聖籠町役場町民課へお問合せください。
電話 代表 (27) 2111

2枚目

国民健康保険税について

1 課税の根拠等

- (1) この通知書は、地方税法第2条及び第703条の4・第706条の2並びに聖籠町国民健康保険税条例の規定に基づいて課税しています。
- (2) この納税通知書に記載された算定の基礎となる額は、前年度の国民健康保険税額であり、また通知書に記載された税額は、前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（または、前年度の最後の納期の税額に相当する額）が各納期の納付額であり、その額は、前年度の税額の2分の1の範囲となっています。
- (3) 法第703条の4の総所得金額及び山林所得金額の合計額が確定した場合においては、これに基づいて算定した当該年度分の国民健康保険税が徴収されることとなります。この場合においては、すでに賦課した国民健康保険税額が確定した国民健康保険税額に満たないこととなるときは、確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が確定した国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は法第17条の2の規定の例によってその過納額を還付し、又は未納に係る徴収金に充当します。

2 督促および滞納処分

納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、督促状が発送された日から起算して、10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

3 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に地方税法で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。

4 審査請求・税額修正申立

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、当該年度分の国民健康保険税額が、前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないことと認められる場合においては、法第706条の3第1項並びに条例第18条の規定によって、この納税通知書を受け取った日から30日以内に町長に対して国民健康保険税額の修正の申出をすることができます。

5 その他

住所の移動や資格の取得・喪失があったときは、国民健康保険証と印鑑を持って、町民課の窓口へ14日以内に手続きをしてください。

3 枚目

国民健康保険税 各期納付額明細

徴収方法			
【特別徴収対象者情報】			
氏名		性別	生年月日
住所			
特別徴収義務者	特別徴収対象年金	特別徴収対象金額	円
【普通徴収分】		【特別徴収額】	
徴収額の根拠		徴収額の根拠	
前年度賦課額	円		円
仮算定賦課額 ^①	円	仮徴収額 ^②	円
納期	普通徴収		
	納期限	納付額	
1期		円	
2期		円	
	納期月	特別徴収額	
	4月	円	
	6月	円	
	8月	円	
	確定額(①+②)		円

※第3期以降の保険税額は7月に通知します。

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

4 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者加入状況

氏名	国民健康保険被保険者加入月												介護保険第2号被保険者加入月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

※加入月の欄には、次のとおり加入の状況を省略して表示してあります。

普：国保に加入している世帯主（普通世帯主）
 擬：国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）
 旧：国保から後期高齢者医療制度へ移行した旧国保加入者（被保険者）
 被：世帯主以外の国保の加入者（被保険者）
 介：介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）
 ギ：国保から後期高齢者医療制度へ移行した旧国保加入者（普通世帯主）

別記様式第4号（仮算口振）

1枚目

年度 国民健康保険税 納税通知書

口座振替

行政区	世帯番号
義務者番号	通知書番号
金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

あなたの国民健康保険税を確定しましたので通知します。

年 月 日
聖籠町長

- ◎国民健康保険税額、賦課の根拠等については、次ページ以降に記載してあります。よくお読みください。
- ◎国民健康保険税は、世帯主を納税義務者としております。したがって、世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主名でお届けしています。
- ◎不明な点は聖籠町役場町民課へお問合せください。
電話 代表 (27) 2111

2枚目

国民健康保険税について

1 課税の根拠等

- (1) この通知書は、地方税法第2条及び第703条の4・第706条の2並びに聖籠町国民健康保険税条例の規定に基づいて課税しています。
- (2) この納税通知書に記載された算定の基礎となる額は、前年度の国民健康保険税額であり、また通知書に記載された税額は、前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（または、前年度の最後の納期の税額に相当する額）が各納期の納付額であり、その額は、前年度の税額の2分の1の範囲となっています。
- (3) 法第703条の4の総所得金額及び山林所得金額の合計額が確定した場合においては、これに基づいて算定した当該年度分の国民健康保険税が徴収されることとなります。この場合においては、すでに賦課した国民健康保険税額が確定した国民健康保険税額に満たないこととなるときは、確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が確定した国民健康保険税額を超えることとなるときには、法第17条又は法第17条の2の規定の例によってその過納額を還付し、又は未納に係る徴収金に充当します。

2 督促および滞納処分

納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、督促状が発送された日から起算して、10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

3 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に地方税法で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。

4 審査請求・税額修正申立

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求むる訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を終了後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、当該年度分の国民健康保険税額が、前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないことと認められる場合においては、法第706条の3第1項並びに条例第10条の2の規定によって、この納税通知書を受け取った日から30日以内に町長に対して国民健康保険税額の修正の申出をすることができます。

5 その他

住所の移動や資格の取得・喪失があったときは、国民健康保険証と印鑑を持って、町民課の窓口へ14日以内に手続きをしてください。

3 枚目

国民健康保険税 各期納付額明細

徴収方法					
【特別徴収対象者情報】					
氏名			性別	生年月日	
住所					
特別徴収義務者	特別徴収対象年金	特別徴収対象年金額	円		
【普通徴収分】		【特別徴収額】			
徴収額の根拠				徴収額の根拠	
前年度賦課額	円	仮徴収額 ^②	円		
仮算定賦課額 ^①	円				
普通徴収		特別徴収			
納期	納期限	納付額	納期月	特別徴収額	
1期		円	4月	円	
2期		円	6月	円	
			8月	円	
			確定額(①+②)	円	

※第3期以降の保険税額は7月に通知します。

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

4 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者加入状況

氏名	国民健康保険被保険者加入月												介護保険第2号被保険者加入月												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

※加入月の欄には、次のとおり加入の状況を省略して表示してあります。

普：国保に加入している世帯主（普通世帯主） 擬：国保に加入していない世帯主（擬制世帯主） 旧：国保から後期高齢者医療制度へ移行した旧国保加入者（被保険者）	被：世帯主以外の国保の加入者（被保険者） 介：介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方） ギ：国保から後期高齢者医療制度へ移行した旧国保加入者（普通世帯主）
---	--

別記様式第4号（本算自主）

1枚目

行政区		世帯番号	
義務者番号		通知書番号	
金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

年 月 日
聖籠町長

◎国民健康保険税額、賦課の根拠、納付場所等については、裏面に記載してあります。よくお読みください。
◎国民健康保険税は、世帯主を納税義務者としております。したがって、世帯主が国民健康保険に加入されてない場合でも世帯主名で納付書をお届けしています。
◎不明な点は聖籠町役場町民課へお問合せください。
電話 代表 (27) 2111

2枚目

国民健康保険税について

1 課税の根拠

この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに聖籠町国民健康保険条例の規定に基づいて、国民健康保険の被保険者である世帯主および国民健康保険の被保険者でない世帯主であって、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合の世帯主に対して課税されます。

2 課税額および減額

- 国民健康保険税は医療分として、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額、後期高齢者支援金分として所得割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額、および介護分として所得割額、被保険者均等割額の合算額が課税額となります。
- 賦課期日（4月1日）後に納税義務が発生し、または消滅した場合は、月割をもって算定した(1)の額が課税額となります。
- 世帯員が、賦課期日後に、他の社会保険の被保険者でなくなったことにより国民健康保険の被保険者となった場合、または他の社会保険の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者でなくなった場合は、その世帯員について月割をもって算定した所得割額、被保険者均等割額をその世帯主に課税し、またはその世帯主の(1)の額から減額されます。
- 世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、被保険者均等割額、世帯別平等割額について、条例で定める額が減額されます。

3 不服申立て

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分（取消し）を求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を

経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 督促および滞納処分

納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、督促状が発送された日から起算して、10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

5 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に地方税法で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。

6 減免

所得が皆無になったため、生活が著しく困難になり減免を受けたい方は、納期限までに減免申請書に理由を証明する書類を添付して町長に申請してください。なお、申請書の用紙は、町民課に用意してあります。

7 算定額の内訳

この納税通知書に記載されている国民健康保険税額は、一般被保険者国民健康保険税、もしくは、退職者等国民健康保険税の額、または、両者の合計額です。なお、この額の内訳についてお知りになりたい方は、町民課へおたずねください。

8 その他

住所の移動や資格の取得・喪失があったときは、国民健康保険証と印鑑を持って、町民課の窓口へ14日以内に手続きをしてください。

3 枚目

国民健康保険税 各期納付額明細

徴収方法

【特別徴収対象者情報】

氏名	性別	生年月日
住所		
特別徴収義務者	特別徴収対象年金	特別徴収対象年金額 円

これまでの保険税額	円
確定年税額(①+②)	円
これからの保険税額	円

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

納期(月)	普通徴収		特別徴収
	納期限	納付額	納付額
4月		円	円
5月		円	円
6月		円	円
7月		円	円
8月		円	円
9月		円	円
10月		円	円
11月		円	円
12月		円	円
1月		円	円
2月		円	円
3月		円	円
合計額	①	円②	円

4 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者加入状況

氏名	国民健康保険被保険者加入月												介護保険第2号被保険者加入月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

※加入月の欄には、次のとおり加入の状況を省略して表示してあります。
 普：国保に加入している世帯主（普通世帯主） 被：世帯主以外の国保の加入者（被保険者）
 擬：国保に加入していない世帯主（擬制世帯主） 介：介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）
 旧：国保から後期高齢者医療制度へ移行した旧国保加入者（被保険者） ギ：国保から後期高齢者医療制度へ移行した旧国保加入者（世帯主）

5 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者課税根拠

(単位：円)

区分	所得割額			資産割額			
	所得割基礎額	税率(%)	① 税額	資産割基礎額	税率(%)	② 税額	
国民健康保険税全体							
医療分							
支援金分							
介護分							
区分	均等割額			④平等割額	⑤算出税額計 ①+②+③+④	世帯軽減額	
	人員	1人当り税額	③ 税額			区分	⑥均等割額
国民健康保険税全体							
医療分							
支援金分							
介護分							
区分	⑧限度額を を超える額	⑨算定年税額 ⑤-⑥-⑦-⑧	⑩月割増減額	⑪減免等の額	⑫ 増数	⑬確定年税額 ⑨±⑩-⑪-⑫	
国民健康保険税全体							
医療分							
支援金分							
介護分							

6 枚目

国民健康保険税 個人別課税明細書

氏名	医療分 + 支援金分					介護分				
	所得割額	資産割額	均等割額	計	月数	所得割額	資産割額	均等割額	計	月数
			平等割額					平等割額		

※均等割額、平等割額は軽減後の金額を表示してあります。

別記様式第4号（本算口振）

1枚目

年 月 日
 聖籠町長

行政区	世帯番号
義務者番号	通知書番号
金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

- ◎国民健康保険税額、賦課の根拠等については、次ページ以降に記載してあります。よくお読みください。
- ◎国民健康保険税は、世帯主を納税義務者としております。したがって、世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主名でお届けしています。
- ◎不明な点は聖籠町役場町民課へお問合せください。
電話 代表 (27) 2111

2枚目

国民健康保険税について

1 課税の根拠

この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに聖籠町国民健康保険条例の規定に基づいて、国民健康保険の被保険者である世帯主および国民健康保険の被保険者でない世帯主であって、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合の世帯主に対して課税されます。

2 課税額および減額

- (1) 国民健康保険税は区割分として、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額、後期高齢者支援金分として所得割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額、および各区分として所得割額、被保険者均等割額の合算額が課税額となります。
- (2) 賦課期日（4月1日）後に納税義務が発生し、または消滅した場合は、月割をもって算定した日の額が課税額となります。
- (3) 世帯主が、賦課期日後に、他の社会保険の被保険者でなくなったことにより国民健康保険の被保険者となった場合、または他の社会保険の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者でなくなった場合は、その世帯主について月割をもって算定した所得割額、被保険者均等割額をその世帯主に課税し、またはその世帯主の1日の額から減額されます。
- (4) 世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、被保険者均等割額、世帯別平等割額について、条例で定める額が減額されます。

3 不服申立て

この納税通知書（決定通知書）に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町民に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分等の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に聖籠町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を

経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 督促および滞納処分

納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、督促状が発送された日から起算して、10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

5 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に地方税法で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。

6 減免

所得が皆無になったため、生活が著しく困難になり減免を受けたい方は、納期限までに減免申請書に理由を証明する書類を添付して町長に申請してください。なお、申請書の用紙は、町民課に用意してあります。

7 算定額の内訳

この納税通知書に記載されている国民健康保険税額は、一般被保険者国民健康保険税、もしくは、退職者等国民健康保険税の額、または、両者の合計額です。なお、この額の内訳についてお知りになりたい方は、町民課へおたずねください。

8 その他

住所の移動や資格の取得・喪失があったときは、国民健康保険証と印鑑を持って、町民課の窓口へ14日以内に手続きをしてください。

3 枚目

国民健康保険税 各期納付額明細

徴収方法			
【特別徴収対象者情報】			
氏名			性別
住所			
特別徴収義務者	特別徴収対象年金	特別徴収対象年金額	円

これまでの保険税額	円
確定年税額(①+②)	円
これからの保険税額	円

※特別徴収の欄に金額の記号がある場合は、年金からの特別徴収となります。

納期(月)	普通徴収		特別徴収
	納期限	納付額	納付額
4月		円	円
5月		円	円
6月		円	円
7月		円	円
8月		円	円
9月		円	円
10月		円	円
11月		円	円
12月		円	円
1月		円	円
2月		円	円
3月		円	円
合計額	①	円	円②

4 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者加入状況

氏名	国民健康保険被保険者加入月												介護保険第2号被保険者加入月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

※加入月の欄には、次のとおり加入の状況を省略して表示してあります。

普：国保に加入している世帯主（普通世帯主） 被：世帯主以外の国保の加入者（被保険者）
 擬：国保に加入していない世帯主（擬制世帯主） 介：介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）
 旧：国保から後期高齢者医療制度へ移行した ギ：国保から後期高齢者医療制度へ移行した
 旧国保加入者（被保険者） 旧国保加入者（普通世帯主）

5 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者課税根拠

(単位：円)

区 分	所 得 割 額			資 産 割 額		
	所得割基礎額	税 率(%)	① 税 額	資産割基礎額	税 率(%)	② 税 額
国民健康保険税全体						
医 療 分						
支 援 金 分						
介 護 分						
区 分	均等割額		④平等割額	⑤算出税額計 ①+②+③+④	世帯軽減額	
	人 員	1人当り税額			③ 税 額	区分
国民健康保険税全体						
医 療 分						
支 援 金 分						
介 護 分						
区 分	⑧限度額を 超える額	⑨算定年税額 ⑤-⑥-⑦-⑧	⑩月割増減額	⑪減免等の額	⑫ 端数	⑬確定年税額 ⑨±⑩-⑪-⑫
国民健康保険税全体						
医 療 分						
支 援 金 分						
介 護 分						

6 枚目

国民健康保険税 個人別課税明細書

氏 名	医 療 分 + 支 援 金 分				介 護 分			
	所得割額	資産割額	均等割額	計 月数	所得割額	資産割額	均等割額	計 月数
			平等割額				平等割額	

※均等割額、平等割額は軽減後の金額を表示してあります。

別記様式第4号(随時)

1枚目

行政区	世帯番号
義務者番号	通知書番号
金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

期別	随時分
納期限	年 月 日
納付額	円

◎国民健康保険税額、賦課の根拠、納付場所等については、裏面に記載してあります。よくお読みください。
 ◎国民健康保険税は、世帯主を納税義務者としております。したがって、世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主名で納付書をお届けしています。
 ◎不明な点は埴能町役場町民課へお問い合わせください。
 電話 代表 (27) 2111

年 月 日
 埴能町長

2枚目

国民健康保険税について

1 課税の根拠

この国民健康保険税は、地方税法第703条の4並びに埴能町国民健康保険条例の規定に基づいて、国民健康保険の被保険者である世帯主および国民健康保険の被保険者でない世帯主であって、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合の世帯主に対して課税されます。

2 課税額および減額

- (1) 国民健康保険税は医療分として、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額、後期高齢者支援金分として所得割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額、および介護分として所得割額、被保険者均等割額の合算額が課税額となります。
- (2) 賦課期日(4月1日)後に納税義務が発生し、または消滅した場合は、月割をもって算定した(1)の額が課税額となります。
- (3) 世帯員が、賦課期日後に、他の社会保険の被保険者でなくなったことにより国民健康保険の被保険者となった場合、または他の社会保険の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者でなくなった場合は、その世帯員について月割をもって算定した所得割額、被保険者均等割額をその世帯主に課税し、またはその世帯主の(1)の額から減額されます。
- (4) 世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、被保険者均等割額、世帯別平等割額について、条例で定める額が減額されます。

3 不服申立て

この納税通知書(決定通知書)に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に埴能町を被告(町長を被告の代表者)として提起できることとされています。
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求

があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 督促および滞納処分

納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、督促状が発送された日から起算して、10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

5 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に地方税法で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。

6 減免

所得が皆無になったため、生活が著しく困難になり減免を受けたい方は、納期限までに減免申請書に理由を証明する書類を添付して町長に申請してください。なお、申請書の用紙は、町民課に用意してあります。

7 算定額の内訳

この納税通知書に記載されている国民健康保険税額は、一般被保険者国民健康保険税、もしくは、退職者等国民健康保険税の額、または、両者の合計額です。なお、この額の内訳についてお知りになりたい方は、町民課へおたずね下さい。

8 その他

住所の移動や資格の取得・喪失があったときは、国民健康保険証と印鑑を持って、町民課の窓口へ14日以内に手続きをしてください。

3 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者加入状況

氏名	国民健康保険被保険者加入月												介護保険第2号被保険者加入月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

※加入月の欄には、次のとおり加入の状況を省略して表示してあります。
 普：国保に加入している世帯主（普通世帯主） 被：世帯主以外の国保の加入者（被保険者）
 擬：国保に加入していない世帯主（擬制世帯主） 介：介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）
 旧：国保から後期高齢者医療制度へ移行した ギ：国保から後期高齢者医療制度へ移行した
 旧国保加入者（被保険者） 旧国保加入者（世帯主）

4 枚目

国民健康保険・介護保険第2号被保険者課税根拠

(単位：円)

区 分	所得割額			資産割額			
	所得割基礎額	税率(%)	① 税 額	資産割基礎額	税率(%)	② 税 額	
国民健康保険税全体							
医 療 分							
支 援 金 分							
介 護 分							
区 分	均等割額			④ 平等割額	⑤ 算出税額計 ①+②+③+④	世帯軽減額	
	人員	1人当り税額	③ 税 額			区分	⑥ 均等割額
国民健康保険税全体							
医 療 分							
支 援 金 分							
介 護 分							
区 分	⑧ 限度額を 超える額	⑨ 算定年税額 ⑤-⑥-⑦-⑧	⑩ 月割増減額	⑪ 減免等の額	⑫ 端数	⑬ 確定年税額 ⑨±⑩-⑪-⑫	
国民健康保険税全体							
医 療 分							
支 援 金 分							
介 護 分							

